

「まんなかホリデー」への御協力をお願いします！

「まんなかホリデー」って何？

中部地区の公共工事が土曜日に一斉休工することで、建設業における週休2日（4週8休）の普及を加速することを目的とした取組です。

時間外労働の上限規制の建設業への適用も間近ですので、積極的な取組をお願いします。

時間外労働の上限規制って？

労働基準法により、1日8時間、週40時間を超える時間外労働には月45時間などの上限があり、違反すると罰則が科されます。この規制の建設業への適用は猶予されていましたが、2024年4月からは適用されます。

土曜日を絶対に休工しなければならないの？

土曜日の休工を強制するものではありません。
工程や地元条件等により土曜日に施工が必要な場合は、地元条件等を優先し、休工日を振り替えるなどしてください。

土曜日を休工できなくても週休2日の経費補正はありますか？

土曜日を休工したかどうかは経費補正の条件ではありません。
週休2日制工事で、刈谷市週休2日制工事試行実施要領に記載されている条件を満たせば、経費補正を行います。

<協力をお願いしたいこと>（いずれも強制するものではありません）

①土曜日の一斉休工にご協力をお願いします。

- ・2023年 4月～2023年9月：毎月第2・4土曜日
- ・2023年10月～2024年3月：毎週土曜日

②まんなかホリデーチラシの現場への掲示をお願いします。

③WEBアンケートへの回答をお願いします。